

所定疾患施設療養費算定状況

平成24年4月の介護報酬改定により、介護老人保健施設において、入所者の医療ニーズに適切に対応する観点から、所定の疾患を発症した場合における施設内での対応について、以下のような条件を満たした場合に評価されることになりました。当施設では厚生労働省大臣が定める基準に基づき、毎年、前年度の算定状況をご報告、公表してまいります。

◇所定疾患施設療養費について◇

- ①所定疾患施設療養費は、肺炎等により治療を必要とする状態となった入所者に対し、治療管理として投薬、検査、注射、処置等が行われた場合に、1回に連続する10日を限度とし、月1回に限り算定するものであって1月に連続しない1日を10回算定することは認められないものであること
- ②所定疾患施設療養費と緊急時施設療養費は同時に算定することはできない。
- ③所定疾患施設療養費の対象となる入所者の状態は次のとおりであること。
 - ・肺炎
 - ・尿路感染症
 - ・带状疱疹（抗ウイルス剤の点滴注射を必要とする場合に限る）
 - ・蜂窩織炎
- ④算定する場合にあっては、診断名、診断を行った日、実施した投薬、検査、注射、処置の内容等を診療録に記載しておくこと。
- ⑤請求に際して、診断、行った検査、治療内容等を記載すること。
- ⑥当該加算の算定開始後は、治療の実施状況について公表することとする。公表に当たっては、介護サービス情報の公表制度を活用する等により、前年度の当該加算の算定状況を報告すること。

介護老人保健施設 明けの星 令和3年度 算定状況

病名	件数	治療内容等
肺炎	63	診察・胸部レントゲン撮影・血液検査・抗菌剤または抗生物質（投薬）抗生物質（点滴）・必要時酸素投与
尿路感染症	41	診察・尿検査・血液検査・抗菌剤または抗生物質（投薬）抗生物質（点滴）
带状疱疹	8	診察・尿検査・血液検査・抗生物質（点滴）
蜂窩織炎	5	診察・抗菌薬（投薬）